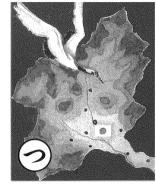




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月22日(水) 号外(第3号)

## 目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県庁舎三十一階マルチエ&キッチンの設置及び管理に関する条例施行規則(財産有効活用課)	2
○群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例施行規則(地域企業支援課)	11
○群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則の一部を改正する規則(建築課)	15
○群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則(同)	15
○群馬県高等学校等奨学金貸与条例に基づく奨学金の返還の債務の猶予及び免除に関する規則を廃止する規則(教育委員会管理課)	15
<b>教育委員会規則</b>	
○群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(総務課)	15
○群馬県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則(同)	16
○群馬県高等学校等奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則(管理課)	16
○群馬県市町村立学校の指導が不適切な教員に係る事実の確認の方法等に関する規則等の一部を改正する規則(学校人事課)	16
○群馬県立夜間中学校管理に関する規則(義務教育課)	17
○群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則(同)	20
○群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(高校教育課)	20
○群馬県博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則(生涯学習課)	21
<b>教育委員会訓令</b>	
○群馬県立学校公文書管理規程の一部を改正する訓令(学校人事課)	24

規則

群馬県庁舎三十一階マルシェ&キッチンの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第十三号

群馬県庁舎三十一階マルシェ&キッチンの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県庁舎三十一階マルシェ&キッチンの設置及び管理に関する条例(令和五年群馬県条例第四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認申請)

第二条 条例第五条第一項の規定により、同項に規定する施設等(以下「施設等」という。)の利用の承認を得ようとする者(以下「申請者」という。)は、マルシェ&キッチン利用承認申請書(別記様式第一号)を知事に提出しなければならない。

(利用の承認)

第三条 知事は、前条の規定による申請があつた場合において、施設等の利用を承認したときは、申請者にマルシェ&キッチン利用承認書(別記様式第二号)を交付するものとする。

2 前項の承認書の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設等を利用するときは、当該承認書を職員に提示しなければならない。

(利用の変更又は取消し)

第四条 利用者は、利用の変更又は取消しをしようとするときは、マルシェ&キッチン利用変更(取消し)承認申請書(別記様式第三号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、利用の変更又は取消しを承認したときは、利用者にマルシェ&キッチン利用変更(取消し)承認書(別記様式第四号)を交付するものとする。

(附属設備及び備品の使用料等)

第五条 条例別表二の表の規定による附属設備及び備品の使用料の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 条例別表一の表注2の規則で定める床面積は、一・二平方メートルとする。

(使用料の納付期限)

第六条 条例第十条に規定する使用料は、知事が指定する期限までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第七条 条例第十一条に規定する特別の理由は次の各号に掲げるものとし、当該理由により減免する額はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一 施設等を利用しようとする者が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園を除く。)、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百四十四条第一項に規定する各種学校に在学する児童、生徒及び学生並びにこれに準ずる者と知事が認めたものである場合、当該使用料の十分の四に相当する額

二 その他知事が特に必要があると認める場合、知事が適当と認める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、マルシェ&キッチン使用料減免申請書(別記様式第五号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、使用料の減免を決定したときは、マルシェ&キッチン使用料減免承認書(別記様式第六号)を交付するものとする。

(使用料の返還)

第八条 条例第十二条ただし書に規定する利用者の責めに帰することができない理由により施設等を利用することができなくなった場合に返還する使用料の額は、既に納付した使用料の額の全額とする。

(遵守事項)

2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、マルシェ&キッチン使用料返還申請書(別記様式第七号)を知事に提出しなければならない。

(遵守事項)

第九条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 引火性物品等の危険物を持ち込まないこと。

二 群馬県庁舎三十一階マルシェ&キッチン(以下「マルシェ&キッチン」という。)の施設、附属設備及び備品等を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をしないこと。

三 職員の指示に従うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める事項

2 利用者は、前項各号及び次に掲げる事項を入場者に遵守させなければならない。

一 所定の場所以外において飲食をし、又は喫煙をしないこと。

二 他の入場者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる行為をしないこと。

(管理の細則)

第十条 条例及びこの規則に定めるもののほか、マルシェ&キッチンの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 条例附則第二項の規定により条例の施行の日前に行う利用の承認その他の準備行為に係る手続については、この規則の例による。この場合において、第二条の申請書の受付は、知事が別に定める日から行うものとする。

別表(第五条関係)

区分	単位	使用料

音響・映像装置	一式につき四時間	一、八〇〇円
	一式につき一日	五、〇〇〇円
プロジェクター及びスクリーン	一式につき四時間	二、二〇〇円
	一式につき一日	六、〇〇〇円

注1 一日とは、午前零時から午後十二時までをいう。ただし、条例第五条第一項の承認に係る利用時間を限度とする。

2 附属設備及び備品の利用時間がこの表に定める利用時間に満たない場合であっても、時間割による計算は、行わない。

別記様式第1号(規格A4)(第2条関係)

マルシェ&キッチン利用承認申請書		
群馬県知事		年 月 日
申請者 住 所 氏 名 電話番号 メールアドレス 法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名		
次のとおり利用の承認を申請します。 なお、利用に際しては、群馬県庁舎31階マルシェ&キッチンの設置及び管理に関する条例及び群馬県庁舎31階マルシェ&キッチンの設置及び管理に関する条例施行規則に従います。		
区分	利用日時・スペース	使用料
<input type="checkbox"/> シェアキッチン	年 月 日 時から 時まで	
<input type="checkbox"/> キッチンエリア(シェアキッチンを含む。)	年 月 日 時から 時まで	
<input type="checkbox"/> 中央エリア	年 月 日 時から 時まで	
<input type="checkbox"/> 南エリア	年 月 日 時から 時まで	
<input type="checkbox"/> ゴッコ屋台スペース	年 月 日 ・ スペース	
<input type="checkbox"/> 音響・映像装置	年 月 日 時から 時まで <input type="checkbox"/> 一日利用	
<input type="checkbox"/> プロジェクター及びスクリーン	年 月 日 時から 時まで <input type="checkbox"/> 一日利用	
利用予定人数	人	使用料合計
利用目的		
申請に当たっては、次の内容を誓約の上、 <input type="checkbox"/> にレを記入してください。 <input type="checkbox"/> 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しません。		
備考		

メールアドレスへの承認書及び連絡事項の送信について、同意します。

別記様式第2号(規格A4)(第3条関係)

マルシェ&キッチン利用承認書 年 月 日 様 群馬県知事 年 月 日付けで申請のあったマルシェ&キッチンの施設等の利用については、次のとおり承認します。		
区分	利用日時・スペース	使用料
<input type="checkbox"/> シェアキッチン	年 月 日 時から 時まで	
<input type="checkbox"/> キッチンエリア(シェアキッチンを含む。)	年 月 日 時から 時まで	
<input type="checkbox"/> 中央エリア	年 月 日 時から 時まで	
<input type="checkbox"/> 南エリア	年 月 日 時から 時まで	
<input type="checkbox"/> ゴッコ屋台スペース	年 月 日 ・ スペース	
<input type="checkbox"/> 音響・映像装置	年 月 日 時から 時まで <input type="checkbox"/> 一日利用	
<input type="checkbox"/> プロジェクター及びスクリーン	年 月 日 時から 時まで <input type="checkbox"/> 一日利用	
利用予定人数	人	使用料合計
利用目的		
承認条件		
承認番号		
備考		

別記様式第3号(規格A4)(第4条関係)

マルシェ&キッチン利用変更(取消し)承認申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 群馬県知事 へ			
申請者 住 所 氏 名 電話番号 メールアドレス 法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名			
年 月 日付け承認番号第 号で承認のあつたマルシェ&キッチンの施設等の利用について、次のとおり変更(取消し)の承認を申請します。			
区 分	変 更 前	変 更 後	
<input type="checkbox"/> シェアキッチン	年 月 日 時から 時まで	年 月 日 時から 時まで	<input type="checkbox"/> 取消し
<input type="checkbox"/> キッチンエリア(シェアキッチンを含む。)	年 月 日 時から 時まで	年 月 日 時から 時まで	<input type="checkbox"/> 取消し
<input type="checkbox"/> 中央エリア	年 月 日 時から 時まで	年 月 日 時から 時まで	<input type="checkbox"/> 取消し
<input type="checkbox"/> 南エリア	年 月 日 時から 時まで	年 月 日 時から 時まで	<input type="checkbox"/> 取消し
<input type="checkbox"/> ゴッコ屋台スペース	年 月 日・ スペース	年 月 日・ スペース	<input type="checkbox"/> 取消し
<input type="checkbox"/> 音響・映像装置	年 月 日 時から 時まで <input type="checkbox"/> 一日利用	年 月 日 時から 時まで <input type="checkbox"/> 一日利用	<input type="checkbox"/> 取消し
<input type="checkbox"/> プロジェクター及びスクリーン	年 月 日 時から 時まで <input type="checkbox"/> 一日利用	年 月 日 時から 時まで <input type="checkbox"/> 一日利用	<input type="checkbox"/> 取消し
利用予定人数	人	使用料合計(変更後)	
利用目的			
備考			

メールアドレスへの承認書及び連絡事項の送信について、同意します。

別記様式第4号(規格A4)(第4条関係)

マルシェ&キッチン利用変更(取消し)承認書 年 月 日 様 群馬県知事 年 月 日付で申請のあった承認番号第 号のマルシェ&キッチンの施設等の利用 の変更(取消し)については、次のとおり承認します。			
区 分	変 更 前	変 更 後	
<input type="checkbox"/> シェアキッチン	年 月 日 時から 時まで	年 月 日 時から 時まで	<input type="checkbox"/> 取消し
<input type="checkbox"/> キッチンエリア(シェアキッチンを含む。)	年 月 日 時から 時まで	年 月 日 時から 時まで	<input type="checkbox"/> 取消し
<input type="checkbox"/> 中央エリア	年 月 日 時から 時まで	年 月 日 時から 時まで	<input type="checkbox"/> 取消し
<input type="checkbox"/> 南エリア	年 月 日 時から 時まで	年 月 日 時から 時まで	<input type="checkbox"/> 取消し
<input type="checkbox"/> ゴック屋台スペース	年 月 日・ スペース	年 月 日・ スペース	<input type="checkbox"/> 取消し
<input type="checkbox"/> 音響・映像装置	年 月 日 時から 時まで <input type="checkbox"/> 一日利用	年 月 日 時から 時まで <input type="checkbox"/> 一日利用	<input type="checkbox"/> 取消し
<input type="checkbox"/> プロジェクター及びスクリーン	年 月 日 時から 時まで <input type="checkbox"/> 一日利用	年 月 日 時から 時まで <input type="checkbox"/> 一日利用	<input type="checkbox"/> 取消し
利用予定人数	人	使用料合計(変更後)	
利用目的			
承認条件			
備考			





別記様式第6号(規格A4)(第7条関係)

マルシェ&キッチン使用料減免承認書 年 月 日 様 群馬県知事 年 月 日付けで申請のあったマルシェ&キッチンの使用料の減免については、次のとおり承認します。			
利用承認区分	利用日時・スペース	所定の使用料	減免後の使用料
<input type="checkbox"/> シェアキッチン	年 月 日 時から 時まで		
<input type="checkbox"/> キッチンエリア(シェアキッチンを含む。)	年 月 日 時から 時まで		
<input type="checkbox"/> 中央エリア	年 月 日 時から 時まで		
<input type="checkbox"/> 南エリア	年 月 日 時から 時まで		
<input type="checkbox"/> ゴッコ屋台スペース	年 月 日・ スペース		
<input type="checkbox"/> 音響・映像装置	年 月 日 時から 時まで <input type="checkbox"/> 一日利用		
<input type="checkbox"/> プロジェクター及びスクリーン	年 月 日 時から 時まで <input type="checkbox"/> 一日利用		
所定の使用料(合計)		減免額	
利用目的			
減免の理由	群馬県庁舎31階マルシェ&キッチンの設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号該当 <input type="checkbox"/> 第2号該当		
備考			

別記様式第7号(規格A4)(第8条関係)

マルシェ&キッチン使用料返還申請書 群馬県知事                      あて  申請者 住 所 氏 名 電話番号 メールアドレス 法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名  次のとおり使用料の返還を申請します。		年    月    日
利 用 承 認 日	年    月    日	
納    付    日	年    月    日	
返 還 申 請 額		
返 還 申 請 理 由		
返還金受取金融機関	金融機関名	
	本支店名	
	口座番号	普通・当座
	カタカナ	
	口座名義人	
添 付 書 類		
備            考		

メールアドレスへの連絡事項の送信について、同意します。

群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例施行規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県規則第十四号

#### 群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例(令和五年群馬県条例第二十号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(求償権の放棄等に係る承認の申請)

第三条 群馬県信用保証協会(以下「保証協会」という。)は、条例第三条第一項の規定により承認を得ようとするときは、求償権放棄等承認申請書(別記様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。

- 一 条例第三条第二項各号に掲げる計画を記載した書類の写し
- 二 当該承認に係る求償権の放棄等について株式会社日本政策金融公庫から承認を受けたことを証する書類

三 求償権の放棄等に係る中小企業者等に対して複数の求償権を有する場合にあつては、求償権の放棄等の額の配分及びその根拠を示した書類

四 その他知事が必要と認める書類

(求償権の放棄等の実施等の報告)

第四条 保証協会は、条例第三条第二項の規定による承認を受けた後、求償権の放棄等を行ったときは、求償権放棄等実施報告書(別記様式第二号)により、知事に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。

- 一 求償権の放棄等を行ったことを証する書類
- 二 前条第二項第三号に掲げる書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

3 保証協会は、条例第三条第二項の規定による承認を受けた後、求償権の放棄等を行わないこととしたときは、求償権放棄等中止報告書(別記様式第三号)により、知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、当該承認を取り消すものとする。

(私的整理に関するガイドライン)

第五条 条例第三条第二項第七号に規定する規則で定める私的整理に関するガイドラインは、次に掲げるものとする。

- 一 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(平成二十七年十二月二十五日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。)又は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則(令和二年十月三十日に同研究会が策定したものをいう。)
- 二 中小企業の事業再生等に関するガイドライン(令和四年三月四日に中小企業の事業再生等に関する研究会が策定したものをいう。)

(議会への報告)

第六条 条例第四条の規定により知事が議会へ報告する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 求償権の放棄等を承認した日
- 二 県が回収納付金を受け取る権利を放棄した額
- 三 求償権の放棄等を承認した理由
- 四 その他知事が必要と認める事項

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

別記様式第1号（規格A4）（第3条関係）

求償権放棄等承認申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

群馬県信用保証協会  
会長

中小企業者等の事業の再生を支援するため求償権の放棄等を行いたいので、群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

(1) 債務者名	
(2) 所在地	
(3) 対象となる保証債務の内容	
① 制度融資資金名	
② 保証承諾日	
③ 保証承諾額	
④ 融資実行日	
⑤ 代位弁済日	
⑥ 代位弁済額	
(4) 申請日における求償権残高	
(5) 求償権の放棄等予定日	
(6) 放棄しようとする求償権の額・不等価譲渡の対価	
(7) 放棄しない求償権の額	
(8) 群馬県が回収納付金を受け取る権利を放棄する額	
(9) 放棄等の理由	

注1 (3)⑤及び⑥並びに(6)から(8)までについて、額又は日付が未確定の場合は、予定を記載すること。

注2 (3)について、複数存在する場合は、別紙への記載も可とする。

別記様式第2号（規格A4）（第4条関係）

求償権放棄等実施報告書

年 月 日

群馬県知事 あて

群馬県信用保証協会  
会長

年 月 日付け 第 号で承認を受けた求償権の放棄等を下記のとおり実施したので報告します。

記

(1) 債務者名	
(2) 所在地	
(3) 求償権の放棄等に同意した日	
(4) 事業再生計画又は弁済計画の 成立日	
(5) 求償権放棄等の実施前の求償 権残高	
(6) 放棄した求償権の額・不等価 譲渡の対価	
(7) 群馬県が回収納付金を受け取 る権利を放棄する額	

別記様式第3号（規格A4）（第4条関係）

求償権放棄等中止報告書

年 月 日

群馬県知事 あて

群馬県信用保証協会  
会長

年 月 日付け 第 号で承認を受けた求償権の放棄等を下記のとおり中止したので報告します。

記

(1)債務者名	
(2)所在地	
(3)求償権の放棄等を中止した理由	

群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県規則第十五号

群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則(平成二十四年群馬県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。第三条中「書面」の下に「又はその写し」を加え、同条第一号ロ中「同号イからハまでに規定する」を「低炭素建築物新築等計画の」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県規則第十六号

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成二十八年群馬県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「書面」の下に「又はその写し」を加え、同項第一号ロ中「第二条第一項第二号イからハまでに規定する」を「第二条第一項第二号に掲げる建築物に係る同項に規定する消費性能向上計画の認定の」に改め、同条第二項中「書面」の下に「又はその写し」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県高等学校等奨学金貸与条例に基づく奨学金の返還の債務の猶予及び免除に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県規則第十七号

群馬県高等学校等奨学金貸与条例に基づく奨学金の返還の債務の猶予及び免除に関する規則を廃止する規則

群馬県高等学校等奨学金貸与条例に基づく奨学金の返還の債務の猶予及び免除に関する規則(平成十四年群馬県規則第十号)は、廃止する。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、群馬県高等学校等奨学金貸与条例を廃止する条例(令和五年群馬県条例第二十六号)による廃止前の群馬県高等学校等奨学金貸与条例(平成十四年群馬県条例第二十九号)第三条第二項の規定により貸与を受けた者に係る群馬県高等学校等奨学金については、群馬県高等学校等奨学金貸与条例に基づく奨学金の返還の債務の猶予及び免除に関する規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

### 教育委員会規則

群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県教育委員会教育長 平田 郁美

#### 群馬県教育委員会規則第二号

群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(昭和四十五年群馬県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改め、同条ロ並びに同条第二号イ及びロ中「地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、の規定により採用された職員は、この規則による改正後の群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)、第二条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。

群馬県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和五年三月二十二日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第三号

群馬県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

群馬県教育委員会事務局組織規則(平成十六年群馬県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表総務課の項中「デジタル教育推進室」を「学びのイノベーション戦略室」に改め、同表義務教育課の項中「夜間中学準備係」を「夜間中学準備室」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる課に置かれる同表の中欄に掲げる室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課名	室名	係名
総務課	学びのイノベーション戦略室	政策企画係、デジタル教育推進係
義務教育課	夜間中学準備室	夜間中学準備係

第四条総務課の項中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 自主的・自律的な学びの実現に向けた施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

第四条学校人事課の項第五号中「特別支援学校」の下に「並びに県立中学校」を加え、同条義務教育課の項第一号中「義務教育学校」の下に「並びに県立中学校」を加え、同項第三十号中「設置準備」を「開校準備」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項第二十九号を同項第三十四号とし、同項第二十八号を同項第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 県立中学校の訴訟(教職員の人事に係るものを除く。)に関すること。  
第四条義務教育課の項中第二十七号を第三十一号とし、第二十三号から第二十六号までを四号ずつ繰り下げ、第二十二号を第二十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十五 県立中学校における学校以外の施設利用についての承認に関すること。  
二十六 県立中学校における休業日の承認に関すること。  
第四条義務教育課の項第二十一号を同項第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 県立中学校の修学旅行の承認に関すること。  
第四条義務教育課の項第二十号を同項第二十一号とし、同項第十九号中「後期課

程」の下に「並びに県立中学校」を加え、同号を同項第二十号とし、同項第六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「義務教育学校」の下に「並びに県立中学校」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 県立中学校の入学受入計画に関すること。  
第四条高校教育課の項第一号中「特別支援学校」を「中学校及び特別支援学校」に改め、同条健康体育課の項第十六号中「係の実技研修」を「についての指導及び助言」に改める。

附 則  
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県高等学校等奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。  
令和五年三月二十二日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第四号

群馬県高等学校等奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則

群馬県高等学校等奨学金貸与条例施行規則(平成十四年群馬県教育委員会規則第十四号)は、廃止する。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、群馬県高等学校等奨学金貸与条例を廃止する条例(令和五年群馬県条例第二十六号)による廃止前の群馬県高等学校等奨学金貸与条例(平成十四年群馬県条例第二十九号)第三条第二項の規定により貸与を受けた者に係る群馬県高等学校等奨学金については、群馬県高等学校等奨学金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

群馬県市町村立学校の指導が不適切な教員に係る事実の確認の方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和五年三月二十二日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第五号

群馬県市町村立学校の指導が不適切な教員に係る事実の確認の方法等に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県市町村立学校の指導が不適切な教員に係る事実の確認の方法等に関する規則の一部改正)  
第一条 群馬県市町村立学校の指導が不適切な教員に係る事実の確認の方法等に関する



る規則(平成二十年群馬県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び栄養教諭」を「、栄養教諭及び講師」に改める。

第五条の見出しを「(意見聴取会議)」に改め、同条第一項中「判定委員会」を「指導力に関する意見聴取会議(以下「意見聴取会議」という。)」に改め、同

条第二項中「判定委員会」を「意見聴取会議」に改め、同条第三項を削り、同条

第四項中「判定委員会」を「意見聴取会議」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条中「前条第三項の規定による答申を受けたときは」を「意見聴取会議にお

ける意見を踏まえ」に改める。

(群馬県立学校の指導が不適切な教員に係る事実の確認の方法等に関する規則の一部

改正)

第二条 群馬県立学校の指導が不適切な教員に係る事実の確認の方法等に関する規則

(平成二十年群馬県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「県立の」の下に「中学校、」を加え、「及び養護助教諭」を「、

養護助教諭、栄養教諭及び講師」に改める。

第五条の見出しを「(意見聴取会議)」に改め、同条第一項中「判定委員会」を

「指導力に関する意見聴取会議(以下「意見聴取会議」という。)」に改め、同

条第二項中「判定委員会」を「意見聴取会議」に改め、同条第三項を削り、同条

第四項中「判定委員会」を「意見聴取会議」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条中「前条第三項の規定による答申を受けたときは」を「意見聴取会議にお

ける意見を踏まえ」に改める。

(県費負担教職員の免職及び群馬県教育委員会の職への採用に伴う事実の確認等の手

続に関する規則の一部改正)

第三条 県費負担教職員の免職及び群馬県教育委員会の職への採用に伴う事実の確認

等の手続に関する規則(平成十五年群馬県教育委員会規則第九号)の一部を次の

ように改正する。

第四条の見出しを「(意見聴取会議)」に改め、同条第一項中「判定委員会」を

「指導力に関する意見聴取会議(以下「意見聴取会議」という。)」に改め、同

条第二項中「前項の判定委員会の答申」を「意見聴取会議における意見」に改め、

同条第三項中「判定委員会」を「意見聴取会議」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県立夜間中学校管理に関する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第六号

群馬県立夜間中学校管理に関する規則

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 学期及び休業日(第四条―第七条)

第三章 教育課程(第八条―第十条)

第四章 教科書及び教材(第十一条―第十三条)

第五章 学習の評価(第十四条)

第六章 職員(第十五条―第二十一条)

第七章 施設及び設備の管理(第二十二条―第二十七条)

第八章 入学、休学等(第二十八条―第三十五条)

第九章 生徒(第三十六条―第三十九条)

第十章 学校評議員(第四十条)

第十一章 雑則(第四十一条・第四十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律

第六十二号)第三十三条の規定に基づき、夜間学級を置く群馬県立中学校(以

下「夜間中学校」という。)の管理運営の基本的事項に関し、必要な事項を定め

るものとする。

(学則)

第二条 校長は、当該夜間中学校の学則を定めるものとする。

2 校長は、前項の学則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ群馬県教

育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得なければならない。

(名称、位置等)

第三条 夜間中学校の名称及び位置は、群馬県立学校設置条例(昭和三十九年群馬県

条例第三十八号)の定めるところによる。

2 夜間中学校の生徒定員等は、群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規

則(昭和三十九年群馬県教育委員会規則第四号)の定めるところによる。

3 夜間中学校の通学区域は、全県一区とする。

第二章 学期及び休業日

(学期)

第四条 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十九条第一項に規

定する夜間中学校の学期は、次のとおりとする。

第一学期 四月一日から七月三十一日まで

第二学期 八月一日から十二月三十一日まで

第三学期 一月一日から三月三十一日まで

2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員

会に届け出て、学期を次のとおりとすることができる。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から三月三十一日まで

(休業日)

第五条 夜間中学校の休業日は、次に掲げるとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 学年始め休業日 四月一日から同月九日まで

四 夏季休業日

五 秋季休業日

六 冬季休業日

七 学年末休業日

八 群馬県民の日 十月二十八日

九 前各号に掲げるもののほか、校長が特に必要と認め教育委員会の承認を得た日

2 校長は、翌年度の前項第四号から第七号までに規定する休業日の期間をそれぞれ定め、毎年度末までに教育委員会に届け出なければならない。ただし、これらの休業日の期間の合計は、六十三日以内とする。

3 校長は、教育上必要があると認めるときは、第一項第二号の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、土曜日を授業日とすることができる。

(振替授業等)

第六条 校長は、前条第三項に定めるもののほか、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、休業日と授業日とを振り替え、又は休業日に授業を行うことができる。

(臨時休業)

第七条 校長は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号。以下「施行規則」という。)第七十九条において準用する施行規則第六十三条前段の規定により臨時に授業を行わなかったときは、その旨を群馬県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告しなければならない。

第三章 教育課程

(教育課程)

第八条 校長は、翌年度に実施する教育課程を毎年十二月末日までに編成し、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 校長は、前項の教育課程を変更したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(修学旅行)

第九条 修学旅行は、教育委員会が定める基準によらなければならない。

(夜間中学校以外の施設利用)

第十条 校長は、夜間中学校の施設以外の施設を利用する場合は、適正な教育計画に基づいて行わなければならない。

2 前項の場合において、学年又は学級を単位として宿泊を要するときは、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

第四章 教科書及び教材  
(教科書)

第十一条 教科書は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十九条において準用する同法第三十四条第一項に規定する教科用図書のうちから教育委員会が採択したものを使用しなければならない。

(教材の選定)  
第十二条 校長は、教材を選定するに当たっては、教育効果の向上と生徒及び保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。

(準教科書)  
第十三条 校長は、準教科書(教科書の発行されていない教科の主な教材として使用する教科用図書をいう。)を使用するときは、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

第五章 学習の評価  
第十四条 生徒の学習の評価は、施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に示されている各教科、特別の教科である道徳及び特別活動の目標並びに総合的な学習の時間のねらいを基準として行うものとする。

第六章 職員  
(職員)  
第十五条 夜間中学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員その他必要な職員を置く。

2 前項の職員の定数は、教育長が定める。  
(事務長)  
第十六条 施行規則第七十九条において準用する施行規則第四十六条に規定する事務長は、事務長(主監)、事務長(次長)、事務長(補佐(総括))、事務長(補佐)、事務長(係長(総括))又は事務長(係長)とし、教育委員会が命ずる。  
(教務主任等の任命)  
第十七条 校長は、校務を分担させるため、教育委員会の承認を得て、次に掲げる主任等を命ずる。

一 施行規則第七十九条において準用する施行規則第四十四条に規定する教務主任及び学年主任  
二 施行規則第七十九条において準用する施行規則第四十五条に規定する保健主事  
三 施行規則第七十条に規定する生徒指導主事  
四 施行規則第七十一条に規定する進路指導主事  
(司書教諭)  
第十八条 学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)第五条に規定する司書教諭は、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

(組織及び分掌)  
第十九条 夜間中学校の運営に関し必要な組織は、法令及びこの規則に定めるもののほか、校長が定める。

2 前項の組織は、夜間中学校の能率的運営に資するものでなければならない。

3 校長は、校務分掌、教科担任、学年担任、学級担任等を毎年四月末日までに教育長に報告しなければならない。

## (職員会議)

第二十条 夜間中学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

## (服務)

第二十一条 職員の勤務時間の割り振り、出張の命令、休暇の承認その他職員の仕事に關し必要な事項は、別に定める。

## 第七章 施設及び設備の管理

## (管理責任者)

第二十二条 校長は、夜間中学校の施設及び設備を管理し、その整備に努めなければならない。

2 職員は、校長の定めるところにより、夜間中学校の施設及び設備の維持管理に当たる。

## (台帳)

第二十三条 校長は、施設及び設備の管理に關し、必要な台帳等を調整し、常に現状を掌握しておかなければならない。

## (報告)

第二十四条 校長は、火災、風水害等により夜間中学校の施設又は設備が毀損し、又は亡失したときは、その状況を速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。

## (貸与)

第二十五条 校長は、教育委員会の定める規準により、夜間中学校の施設を社会教育その他公共のために使用させることができる。

## (警備、防火、避難等)

第二十六条 校長は、夜間中学校の警備、防火、避難等の計画を作成し、毎年四月末日までに教育長に報告しなければならない。

## (日直及び宿直)

第二十七条 校長は、休日及び勤務を要しない日並びに正規の勤務時間以外の時間において、職員に日直又は宿直を命じることができる。

2 前項の場合において、校長は、必要に応じて職員以外の者に日直又は宿直を代行させることができる。

3 前二項の規定により日直又は宿直を命じられた者は、第一項に規定する日又は時間において夜間中学校の施設、設備、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び校内の監視を行うものとする。

## 第八章 入学、休学等

## (入学の時期)

第二十八条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、校長は、入学しようとする学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者については、第一学年の途中又は第二学年以上に入学を許可することができる。

## (入学志願)

第二十九条 入学者の募集及び入学志願の手続については、毎年度教育委員会が定める。

## (誓約書の提出)

第三十条 校長は、入学を許可した者について、保護者及び保証人が連署した誓約書並びに住民票の写しを提出させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入学を許可した者が成年者で独立の生計を営む者の場合は、誓約書への保護者の連署は不要とする。

## (保護者及び保証人)

第三十一条 保護者は、次のいずれかに該当する者で、校長に対して生徒に關する一切の責任を負うことのできるものでなければならない。

一 生徒の父母、兄弟、後見人又は縁故者

二 成年者で独立の生計を営む者

2 保証人は、独立の生計を営む成年者で校長に対して生徒に關する一切の責任を負うことができるものでなければならない。

3 生徒は、保護者又は保証人が転籍し、転居し、又は氏名を変更したときは、その旨を速やかに校長に届け出なければならない。

4 校長は、保護者又は保証人が適当でないとき、これを変更させることができる。

## (再入学)

第三十二条 校長は、自己の都合により退学した生徒が再入学しようとするときは、再入学願を提出させなければならない。

2 校長は、前項の再入学願を適当と認め、かつ、退学後一年以内の場合に限り、退学当時の在学年以下の学年に入学を許可することができる。

## (休学)

第三十三条 校長は、生徒が病氣その他やむを得ない理由のため三月以上引き続き出席することができない場合は、休学願を提出させなければならない。

2 校長は、前項の休学願を適当と認めるときは、休学を許可するものとする。

3 休学の期間は、三月以上一年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、一年を限り、その期間を延長することができる。

## (復学)

第三十四条 校長は、前条第二項の規定による休学中の生徒が、その理由がなくなつたときは、復学願を提出させなければならない。

2 校長は、前項の復学願を適当と認めるときは、復学を許可するものとする。

## (入学、退学等)

第三十五条 入学、退学、転学、休学等については、法令及びこの規則に定めるもののほか、校長が定める。

## 第九章 生徒

## (出席停止)

第三十六条 校長は、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十九条の規定により生徒の出席を停止したときは、速やかに、その旨を教育委員会に報告し

なければならぬ。

(事故の報告)

第三十七条 校長は、教育に著しく影響があると認められる次に掲げる事故があった場合は、速やかに、教育長に報告しなければならない。

- 一 生徒の非行
- 二 生徒の事故による死傷
- 三 生徒に係る火災、風水害、土砂の崩壊等による被害
- 四 集団の感染症等の発生

(褒賞)

第三十八条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を褒賞することができる。(懲戒処分等の報告)

第三十九条 校長は、施行規則第二十六条第二項の規定により、退学又は停学の処分を行ったときは、速やかに、その旨を教育長に報告しなければならない。

第十章 学校評議員

第四十条 夜間中学校に、学校評議員を置くことができる。

第十一章 雑則

(表簿)

第四十一条 校長は、法令に定めるもののほか、次に掲げる表簿を備えなければならない。

- 一 学校沿革誌
- 二 卒業証書台帳
- 三 公文書綴
- 四 教育課程綴
- 五 統計表簿
- 六 諸願届綴
- 七 日宿直日誌

(委任)

第四十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第七号

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則(昭和三十九年群馬県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

- 第五条中「別表第四上欄」を「別表第五上欄」に改め、同条を第六条とする。
- 第四条中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条を第五条とする。
- 第三条中「別表第二」を「別表第三」に改め、同条を第四条とする。
- 第二条中「別表第一」を「別表第二」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(中学校の生徒定員等)

第二条 中学校の生徒定員及び昼夜別は、別表第一に掲げるとおりとする。

別表第四中「第五条」を「第六条」に改め、同表を別表第五とする。

別表第三中「第四条」を「第五条」に改め、同表を別表第四とする。

別表第二中「第三条」を「第四条」に改め、同表を別表第三とする。

別表第一中「第二条」を「第三条」に改め、同表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

名称	生徒定員(単位 人)				昼夜別
	一年	二年	三年	計	
みらい共創中学校	三五	三五	三五	一〇五	夜

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第八号

群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則(昭和五十年群馬県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二号中「群馬県高等学校等奨励金貸与条例」を「群馬県高等学校等奨励金貸与条例を廃止する条例(令和五年群馬県条例第二十六号)附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例による廃止前の群馬県高等学校等奨励金貸与条例」に改める。

別記様式第八号中「5 群馬県高等学校等奨励金の貸付」となった。

## 6 高等学校等奨学金事業交付金を奨学金とする奨学金の奨

学生となった。」や「5 高等学校等奨学金事業交付金を奨学金とする奨学金の奨学生となった。」に改める。

## 附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

## 群馬県教育委員会規則第九号

## 群馬県博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県博物館の登録等に関する規則（平成七年群馬県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条第一項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第十二条第二項第三号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 博物館建物・土地面積票（別記様式第二号）
- 二 博物館資料目録（別記様式第三号）
- 三 職員名簿（別記様式第四号）
- 四 学芸員又は学芸員補の資格を有することを証する書類
- 五 開館日数及び入館者数（別記様式第五号）

第三条第三項を削り、同条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（登録の審査基準等）

第三条 法第十三条第一項第三号の都道府県の教育委員会の定める基準は、次に掲げる事項とする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号及び第三項第一号並びに第九条第一項第一号及び第四号並びに第三項第一号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。
- 二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- 三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整

備していること。

四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

五 単独又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

2 法第十三条第一項第四号の都道府県の教育委員会の定める基準は、次に掲げる事項とする。

- 一 前項第一号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- 二 学芸員が置かれていること。
- 三 前項第一号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

3 法第十三条第一項第五号の都道府県の教育委員会の定める基準は、次に掲げる事項とする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- 三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

4 法第十三条第一項各号に規定する登録の審査に当たっては、必要に応じて当該博物館の実地調査を行うものとする。

第四条を次のように改める。

（博物館登録原簿）

第四条 法第十四条に規定する博物館登録原簿は、別記様式第六号によるものとする。

第五条中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第七条を削る。

第六条中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（定期報告等）

第六条 法第十六条に規定する報告は、法第十一条の登録を受けた日から起算して三年を経過するごとの日の属する年度の末日までに行うものとする。

2 前項の報告は、第二条第二項各号に準じて作成する書類によるものとする。

第九条を削る。  
 第八条中「第二十一条」を「第二十五条」に改め、同条を第十条とし、同条の前に次の二条を加える。

(博物館に相当する施設の指定申請)  
 第八条 施行規則第二十三条第二項第三号に規定する書類は、第二条第二項各号に準じて作成する書類とする。

(指定の審査基準等)

第九条 施行規則第二十四条第一項第二号の都道府県の教育委員会の定める基準は、次に掲げる事項とする。

- 一 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって法第三十一条第一項の規定による指定を受けた施設(次項及び第三項において「指定施設」という。)を運営する体制を整備していること。
  - 二 前号の基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。
  - 三 前号に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
  - 四 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。
  - 五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
  - 六 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
  - 七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。
- 2 施行規則第二十四条第一項第三号の都道府県の教育委員会の定める基準は、次に掲げる事項とする。
- 一 前項第一号の基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
  - 二 学芸員に相当する職員が置かれていること。
  - 三 前項第一号の基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。
- 3 施行規則第二十四条第一項第四号の都道府県の教育委員会の定める基準は、次に掲げる事項とする。
- 一 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
  - 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
  - 三 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。

4 教育委員会は、法第三十一条第一項の規定による指定を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

別記様式第一号を削る。

別記様式第二号中「~~第3号~~」を「~~第2号~~」に、「~~第1号~~」を「~~第12号(第1項)~~」に改め、同様式を別記様式第一号とする。

別記様式第三号中「~~第3号~~」を「~~第2号~~」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

別記様式第四号中「~~第3号~~」を「~~第2号~~」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第五号中「~~第3号~~」を「~~第2号~~」に改め、同様式を別記様式第四号とする。

別記様式第六号中「~~第3号~~」を「~~第2号~~」に改め、同様式を別記様式第五号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第6号(規格A4)(第4条関係)

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更		登録変更	
	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	記号番号	第号				
設置者の名称又は住所						
名称						
所在地						
備考						

別記様式第七号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改める。  
 別記様式第八号中「第6条」を「第7条」に、「第15条第1項」を「第20条第1項」に改める。  
 別記様式第九号中「第8条」を「第10条」に、「第21条」を「第25条」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

### ■ 教育委員会訓令

#### 群馬県教育委員会訓令甲第二号

県立学校

群馬県立学校公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十二日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

#### 群馬県立学校公文書管理規程の一部を改正する訓令

群馬県立学校公文書管理規程(令和三年群馬県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「規定する」の下に「中学校、」を加える。  
 別表第一中

前橋高等学校	前高	を
みらい共創中学校	共創中	
前橋高等学校	前高	に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。



---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---